

## (2) 調製粉乳の容器包装又はその原材料の規格及び製造方法の基準

## 1 調製粉乳の販売用の容器包装

容器包装の種類	項目	規格	溶出条件	料金 (税抜額)	検体必要量 (最低量)	
金属缶	a 密閉できる構造のものであること。					
	b 開口部分の密閉に使用する合成樹脂は、ポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートであること。					
	d 内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装	溶出試験	A 重金属	標準液より濃くてはならない (1 ppm以下)	4%酢酸60°C30分	3,000 溶出液として 30 ml以上
			B 蒸発残留物	15 ppm以下	4%酢酸60°C30分	4,000 溶出液として 220 ml以上
			C 過マンガン酸 カリウム消費量	5 ppm以下	水 60°C30分	4,000 溶出液として 110 ml以上
			D (PETのみ) アンチモン	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (0.025 ppm以下)	4%酢酸60°C30分	7,000 溶出液として 500 ml以上
			E (PETのみ) ゲルマニウム	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (0.05 ppm以下)	4%酢酸60°C30分	7,000 溶出液として 500 ml以上
	e 内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン及びエチレン・1-アルケン共重合樹脂には、添加剤を使用してはならない。					
	f 内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂	材質試験	A n-ヘキサン 抽出物	2.6 %以下	——	8,000 2.5g
			B キシレン 可溶物	11.3 %以下	——	10,000 5.0g
C ヒ素			標準液より濃くてはならない (2 ppm以下)	——	6,000 2.0g	
D 重金属			標準液より濃くてはならない (20 ppm以下)	——	5,000 2.0g	
g 内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレンテレフタレート	材質試験	カドミウム及び鉛	標準液の吸光度より大きくてはならない (100 ppm以下)	——	10,000 1g	
h	封かん強度	容器包装の破損又は空気漏れがないこと	——	4,000	3個	

## 1. 調製粉乳の販売用の容器包装

「金属缶」は、開口部分の密閉のために合成樹脂を使用するものを含む。

(参考)

エチレン・1-アルケン共重合樹脂は、エチレンに1-アルケン( $\alpha$ -オレフィン)を数%共重合させたもので、通常「直鎖状低密度ポリエチレン(linear low density polyethylene: LLDPE)」と呼ばれる。

容器包装の種類	項目	規格	溶出条件	料金 (税抜額)	検体必要量 (最低量)	
合成樹脂ラミネート容器包装	c 内容物に直接接触する部分がポリエチレン, エチレン・1-アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートであること。					
	d 内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン, エチレン・1-アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装	溶出試験	A 重金属	標準液より濃くてはならない (1 ppm以下)	4%酢酸60°C30分	3,000 溶出液として 30 ml以上
			B 蒸発残留物	15 ppm以下	4%酢酸60°C30分	4,000 溶出液として 220 ml以上
			C 過マンガン酸カリウム消費量	5 ppm以下	水 60°C30分	4,000 溶出液として 110 ml以上
			D (PETのみ) アンチモン	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (0.025 ppm以下)	4%酢酸60°C30分	7,000 溶出液として 500 ml以上
			E (PETのみ) ゲルマニウム	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (0.05 ppm以下)	4%酢酸60°C30分	7,000 溶出液として 500 ml以上
	F 破裂強度	内容量		規格	—	* 4,000 10×10cm 5枚
		300 g以下		196.1 kPa以上		
		300 gを超える		490.3 kPa以上*		
	e 内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン及びエチレン・1-アルケン共重合樹脂には、添加剤を使用してはならない。					
f 内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン, エチレン・1-アルケン共重合樹脂	材質試験	A n-ヘキサン抽出物	2.6 %以下	—	8,000 2.5g	
		B キシレン可溶物	11.3 %以下	—	10,000 5.0g	
		C ヒ素	標準液より濃くてはならない (2 ppm以下)	—	6,000 2.0g	
		D 重金属	標準液より濃くてはならない (20 ppm以下)	—	5,000 2.0g	
g 内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレンテレフタレート	材質試験	カドミウム及び鉛	標準液の吸光度より大きくてはならない (100 ppm以下)	—	10,000 1g	
h	封かん強度	容器包装の破損又は空気漏れがないこと	—	4,000	3個	

## 1. 調製粉乳の販売用の容器包装

「合成樹脂ラミネート容器包装」とは、合成樹脂にアルミニウム箔を貼り合わせた容器包装又はこれにセロファン若しくは紙を貼り合わせた容器包装をいう。

\* 外包装(小売りのために容器包装の上にした包装)をした場合において、当該外包装と合わせた破裂強度の最大値が980.7 kPa以上であるときは、196.1 kPa / この場合は2回測定する為、料金¥8,000

容器包装の種類	項目	規格	溶出条件	料金 (税抜額)	検体必要量 (最低量)		
組合せ容器包装	a 密閉できる構造のものであること。						
	b 開口部分の密閉に使用する合成樹脂は、ポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートであること。						
	c 合成樹脂ラミネートにあつては、内容物に直接接触する部分がポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートであること。						
	d 内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装	溶出試験	A 重金属	標準液より濃くてはならない (1 ppm以下)	4%酢酸60°C30分	3,000	溶出液として 30 ml以上
			B 蒸発残留物	15 ppm以下	4%酢酸60°C30分	4,000	溶出液として 220 ml以上
			C 過マンガン酸カリウム消費量	5 ppm以下	水 60°C30分	4,000	溶出液として 110 ml以上
			D (PETのみ) アンチモン	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (0.025 ppm以下)	4%酢酸60°C30分	7,000	溶出液として 500 ml以上
			E (PETのみ) ゲルマニウム	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (0.05 ppm以下)	4%酢酸60°C30分	7,000	溶出液として 500 ml以上
			F 破裂強度 **	490.3 kPa以上	——	4,000	10×10cm 5枚
	e 内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン及びエチレン・1-アルケン共重合樹脂には、添加剤を使用してはならない。						
f 内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂	材質試験	A n-ヘキサン抽出物	2.6 %以下	——	8,000	2.5g	
		B キシレン可溶物	11.3 %以下	——	10,000	5.0g	
		C ヒ素	標準液より濃くてはならない (2 ppm以下)	——	6,000	2.0g	
		D 重金属	標準液より濃くてはならない (20 ppm以下)	——	5,000	2.0g	
g 内容物に直接接触する部分に使用するポリエチレンテレフタレート	材質試験	カドミウム及び鉛	標準液の吸光度より大きくてはならない (100 ppm以下)	——	10,000	1g	
h	封かん強度	容器包装の破損又は空気漏れがないこと	——	4,000	3個		

## 1. 調製粉乳の販売用の容器包装

「組合せ容器包装」とは、金属缶及び合成樹脂ラミネートを用いる容器包装をいう。

\*\* 試料は合成樹脂ラミネートを用いた部分のそれぞれの中央部分を切り取ったものとする。